

▼青梅警察署

からお知らせ▲

最近も、「役所」を騙るニセの電話による、「保険料の控除」「医療費の還付」などを装った『還付金詐欺』が発生しています。

ナンバーディスプレイなどを活用して、怪しい電話に出ないことが第一の防止策ですが、もし電話に出ってしまったら・・・

☆今日は何曜日ですか？

偽物の電話は、土曜日や日曜日、また、役所が閉まっている時間帯にもかかってきます。役所から還付金に関して閉庁日や閉庁時間に連絡することはありません。

☆「銀行等のATMに行つて・・・」と言われたら

役所の手続に、金融機関やコンビニのATMで出来るものではありません。

ATMで出来るのは、自分のお金を払い込むことと、自分の口座からお金を

出金することだけです。

電話で「ATMに行つて・・・」は真っ赤なウソです。

他にも、色々な矛盾点があるはずです。

もし1人でいるときに、そのようなことを言われたら、絶対に1人で納得しないで、必ず誰かに話して下さい。

※問い合わせは、青梅警察署防犯係 ☎ 22・0110

内線 2162

【都税について】

☆メールマガジンのご案内
東京都では、公売情報に関するメールマガジンを発行しています。公売の実施情報などを、パソコン・スマートフォンなどに向けてタイムリーに発信していますので、是非ご登録ください（登録無料）。

※問い合わせは、主税局徴収部徴収指導課徴収指導班 ☎ 03（5388）3024

木造建築物の建築などをする場合の手続きが変わりました

4月1日以降に町内で着工（新築、増築、改築、大規模な修繕など）する木造建築物の手続きが変わりました。

〔改正内容〕階数が2以上または延べ面積200㎡超の建物で、確認申請・完了検査などの建築基準法の手続きが義務化されました。都市計画区域外で木造2階建ての建物を建築する場合、これまでは確認申請が不要でしたが、4月以降は申請が必要となり、確認済証が交付されないと工事ができず、工事完了後に検査に合格しないと建物不能使用できません。詳細については、建築を依頼する業者や、確認申請窓口にお問い合わせください。

○確認申請窓口、問い合わせは、

東京都多摩建築指導事務所建築指導第三課

☎ 23-3423

4月の休日・全夜間 担当医療機関（救急患者に限ります）

奥多摩病院

＜診療時間＞

●平日外来（月～金）午前9時～・【受付時間】午前8時～11時30分

○午後診療（月曜日・水曜日・木曜日・金曜日）午後2時30分～3時30分

*前日までに要予約

○小児予防接種（同上）午後3時30分～4時30分

*予約希望日の1週間前までに要予約

【予約受付】平日の午後1時～4時30分・電話または窓口

＜峰谷診療所＞

○毎月3回火曜日 午後2時～

○毎月3回金曜日 午後2時～

＜日原診療所＞

○毎月3回木曜日 午後2時～

◆受付時間外の診療も事前に電話連絡をお願いします。

☎ 0428-83-2145

奥多摩病院ホームページ

<https://www.town.okutama.tokyo.jp/okutamabyoin/index.html>

■禁煙外来（予約制）：禁煙をご希望の方は、ご利用ください。

■認知症外来（予約制）：認知症をご心配の方は、ご利用ください。

国民健康保険
後期高齢者医療制度
の健康診査の予約受付

奥多摩病院では、国民健康保険・後期高齢者医療制度の健康診査の予約を4月10日（木）より開始します。

予約をされる方は、平日の午後1時から4時30分までの間に電話または奥多摩病院の受付でご予約ください。

なお、町より受診券が届くのは5月中旬頃になります。

健診の詳細内容は13ページをご覧ください。